

沖縄県歯科医師会 事業所健診一覧表 R7.9.1現在

お手許に下記一覧表を確認され、受付事務等をお願い致します。特に、下記欄外の注1～注3の取り扱いにはご注意ください。

No.	1	2	3	4	5	6	7
保険者	沖縄県市町村職員共済組合	公立学校共済組合	地方職員共済組合沖縄県支部	沖縄銀行健康保険組合	沖縄海邦銀行健康保険組合	沖縄電力健康保険組合	後期高齢者広域連合 (ハイサイ歯科健診)
実施期間	R7.4/1～R8.1/31	R7.6/1～10/31	R7.8/1～12/31	R7.8/1～10/31	R7.8/1～10/31	R7.9/1～12/31	R7.9/1～R8.1/31
健診対象者	市町村役場職員、水道企業団 消防署・消防団、ほか市町村関連	公立学校教職員	県庁職員、県関連団体	沖縄銀行職員及び 関連会社職員	沖縄海邦銀行職員及び 関連会社職員	沖縄電力職員	後期高齢者
健診票	受診者が持参	受診者が持参	受診者が持参	受診者が持参	受診者が持参	受診者が持参	広域連合が歯科医院へ送付
健診処理方法 <small>※右記の数字は健診票 右上印字のNoです</small>	3. 本人用は受診者本人へ渡す 4. 所属用、5. 県歯用は県歯へ末 締め翌月5日までに送付	1. 本人用は受診者本人へ渡す 2. 所属用、3. 県歯用は <u>受診 承認書と一緒に</u> 県歯へ 月末締め翌月5日までに送付	1. 本人用は受診者本人へ渡す 2. 所属用、3. 県歯用は <u>受診 許可書と一緒に</u> 県歯へ 月末締め翌月5日までに送付	1. 本人用は受診者本人へ渡す 2. 所属用、3. 県歯用は県歯へ末 締め翌月5日までに送付	1. 本人用は受診者本人へ渡す 2. 所属用、3. 県歯用は県歯へ末 締め翌月5日までに送付	1. 本人用は受診者本人へ渡す 2. 所属用、3. 県歯用は県歯へ末 締め翌月5日までに送付	3. 受診者用を患者へ渡す。 2. 歯科医療機関用は歯科医院で保管 1. 広域連合用は、 <u>受診者が持参する受診 券、質問票と一緒に</u> 県歯へ末締め翌月5日ま でに送付
県歯へ健診票等 送付枚数	2枚 (4. 所属用、5. 県歯用)	<u>3枚</u> (2. 所属用、3. 県歯用、 受診承認書)	<u>3枚</u> (2. 所属用、3. 県歯用、 受診許可書)	2枚 (2. 所属用、3. 県歯用)	2枚 (2. 所属用、3. 県歯用)	2枚 (2. 所属用、3. 県歯用)	<u>3枚</u> (1. 広域連合用、受診券、 質問 票)
口腔衛生保健指導 ブラッシング指導	口腔衛生保健指導	なし	なし	ブラッシング指導	ブラッシング指導	ブラッシング指導	あり (健口美体操)
健診料 (税込)	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,110円
窓口領収	無し (後日、県歯より振込)	無し (後日、県歯より振込)	無し (後日、県歯より振込)	<u>受診者窓口支払 4,000円 ※領収書を発行する</u>	無し (後日、県歯より振込)	無し (後日、県歯より振込)	無し (後日、県歯より振込)
健診同日の治療・ クリーニング等 (通常保険診療)	初診・再診を算定せず診療 患者負担分を領収する	初診・再診を算定せず診療 患者負担分を領収する	初診・再診を算定せず診療 患者負担分を領収する	初診・再診を算定せず診療 患者負担分を領収する	初診・再診を算定せず診療 患者負担分を領収する	初診・再診を算定せず診療 患者負担分を領収する	初診・再診を算定せず診療 患者負担分を領収する

注1 公立学校共済と地方職員共済の歯科健診は、【歯科質問書・口腔健診票】2枚と受診承認(許可)書1枚の3枚を県歯事務局宛、送付します。  
ハイサイ歯科健診は、【広域連合用健診票、受診券、質問票】3枚セットでの送付となります。

注2 窓口領収は、沖縄銀行健康保険組合歯科健診のみ窓口支払4,000円が発生し、必ず領収書を発行します。

※本表は本会ホームページの会員専用ページへ掲載いたしますので、ご活用ください。